

個人情報保護制度に関する研修に講師を派遣

国立大学法人長崎大学の職員研修で、個人情報保護制度について説明

九州管区行政評価局では、平成31年3月14日(木)、国立大学法人長崎大学が個人情報保護制度についての知識や理解を深めるために実施した職員研修に、講師として情報公開・個人情報保護総合案内所の専門相談員「情報公開・個人情報保護推進員」を派遣しました。


研修には、事務部門などで保有個人情報等の取扱いに従事する職員など、学内から63人の職員が参加。情報公開・個人情報保護推進員が、①個人情報の定義(生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日等により特定の個人を識別することができるもの)、②保有個人情報の定義(職員等が職務上作成・取得した個人情報であって、当該職員等が組織的に利用するものとして保有するもの)、③保有個人情報の利用及び提供の制限(利用目的以外の利用・提供は禁止)、④保有個人情報の不適正管理事案(誤送付・誤送信、紛失など)の内容、⑤適切な個人情報の管理のための措置(監査、点検など)などについて、具体例を交えながら説明しました。

また、受講者から、「開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示が必要な情報として『慣行として開示請求者が知ることができる情報』が規定されているが、どのような情報が該当するのか、具体例を教えてください。」との質問がありました。

情報公開・個人情報保護総合案内所では、国の行政機関、独立行政法人等に対して適用される情報公開法、行政機関等個人情報保護法に関して、国民や行政機関・独立行政法人等からの照会等に応じて、開示請求の手續その他の制度の仕組み等の教示、開示請求等の窓口の教示などの業務を行っています。



(研修の様様)

 独立行政法人等個人情報保護法の概要及び 制度運営上の基礎的な留意点	説明項目
<ul style="list-style-type: none">独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成19年法律第99号、平成17年4月施行)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成19年法律第98号、平成17年4月施行)	1. 個人情報保護制度の概要 2 (1) 個人情報とは 2 (2) 個人情報保護制度の概要 10
	2. 運用のポイント 16 (1) 個人情報の利用・提供 16 (2) 個人情報の適正な管理 25 (3) 本人開示の仕組み(開示・訂正・削除停止請求) 31
	3. まとめ 47
総務省九州管区行政評価局 情報公開・個人情報保護総合案内所	

【九州管区行政評価局 情報公開・個人情報保護総合案内所】

所在地: 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館8階 九州管区行政評価局管理官室内

(電話:092-431-7083(総合案内所直通))